

【照会先】

厚生労働省独自対策：大臣官房会計課監査指導室 北里、福島(内線7211, 7215)
 社会保険庁独自対策：社会保険庁総務部経理課 佐々木、山下(内線3548, 3550)

随意契約の見直しについて

1 財務省見直し方針のポイント

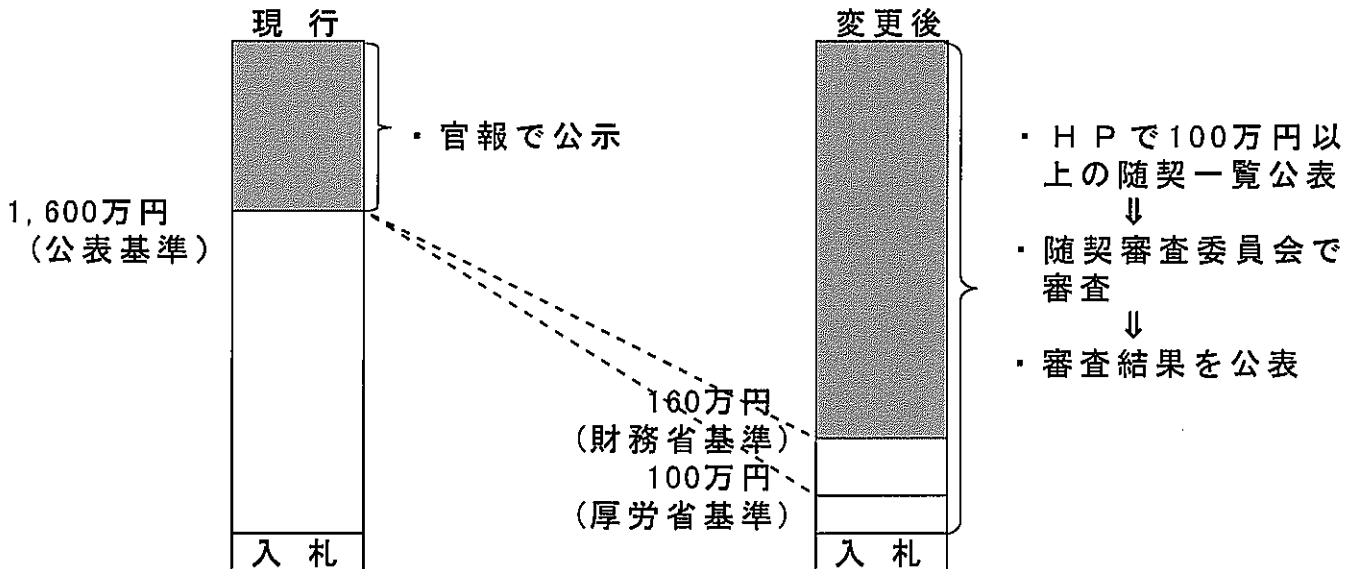
- 公表基準額の引き下げ
 物品等：1,600万円 → 160万円以上
- チェック機能の強化（監査計画に随意契約に関する事項を重点事項）

2 厚生労働省独自対策のポイント

※社会保険庁を含む。

- 透明性の確保
 厚生労働省審査公表基準額 100万円以上
 （予算決算及び会計令の少額随契に係る工事・製造等の250万円、物品購入160万円、役務100万円の規定のうち、役務の100万円以上に設定）
- 随契審査委員会の設置
 - ・ 100万円以上の随意契約を対象
 - ・ 随意契約の妥当性の審査及び公表
 （随意契約理由、予定価格、同一業者長期間、同一業者年間複数回）
 - ・ 審査結果の公表
 - ・ 平成17年1月から大臣官房会計課及び社会保険庁において試験的実施、その際、500万円以上の随意契約については、事前に副大臣に報告し、適正な本格実施に繋げる。

参考：物品等の契約に関して変更となる点



3 社会保険庁独自対策のポイント

- 調達委員会の設置
 - ・ 平成16年10月に設置済
 - ・ 民間の方も委員として参画
 - ・ 入札1億円以上、随契1,600万円以上 等の事前審査

厚生労働省における審査及び公表基準について

厚生労働省においては、HP等による公表及び審査基準を100万円以上のもの全てとすることといたしました。

これにより、随意契約額全体の9割以上を審査・公表することとなりますので、契約の透明性が一層増すこととなります。

(参考)

平成15年度 厚生労働本省一般会計分実績

区 分		件 数(件)	金 額 (千円)	備 考
競争契約	100万円以上	72	922,182	
	100万円未満	0	0	
小 計		(100.0) 72	(100.0) 922,182	
随意契約	100万円以上	(5.9) 856	(92.3) 10,693,481	
	100万円未満	(94.1) 13,569	(7.7) 891,223	一件あたり 7万円
小 計		(100.0) 14,425	(100.0) 11,584,704	
合 計		14,497	12,506,886	

注・・・表中()書きは、構成割合(%)である。

HP公表内容イメージ

随意契約実施状況

	発注した部局	発注内容	契約金額 (円)	発注時期	契約業者	随意契約によることとした理由	備考
1	〇〇〇局	電子計算組織装置賃貸借	5,000,000	平成17年4月1日	△△△株式会社	既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
2	〇〇〇局	〇〇〇庁舎復旧工事	2,000,000	平成17年11月5日	×××株式会社	地震の発生により、庁舎に亀裂が入り、早急に復旧工事をしないと崩落のおそれがあるため	
3	〇〇〇局	パソコン10台購入	1,500,000	平成17年5月1日	■ ■ ■ 株式会社	予決令99条第3号に基づく少額随契	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							